

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、健康増進事業関連業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年7月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法第17条第1項又は第19条の2並びに健康増進法施行規則第4条の2の規定に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康診査等を行う。 特定個人情報下記事務で取り扱う 健康診査等業務 健康相談業務 健康教育業務 訪問指導業務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出機能: 検診の対象者を抽出 ・受診券出力機能: 検診受診券の発行及び再発行 ・送付対象者管理機能: 返戻、送付除外等の管理 ・健(検)診結果入力機能: 検診結果の情報を入力 ・健(検)診結果情報取込機能: 検診結果データの取り込み ・健(検)診結果照会機能: 検診結果を照会(履歴も含む) ・イベント管理機能: 健康教育等の申込者を管理 ・支援実施管理機能: 相談、訪問の対応情報を管理
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内宛名統合システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供者を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。
③他のシステムとの接続	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8項 別表第二 102の2項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日)(内閣府/総務省/令第七号)第50条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく健康増進事業対象者
その必要性	健康増進事業対象者を把握するために管理している
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●識別情報:対象者を正確に把握するために保有 ●連絡先等情報:対象者に受診券等を送付するために保有 ●業務関係情報 ・健康・医療関係情報:対象者の検診履歴の把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康福祉部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	健康増進事業の対象者を把握するため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康づくり課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【対象者把握】 各種検診、健康教育、訪問相談等の対象者の把握及び管理 【受診券発行】 各種がん検診、一般健康診査の受診券出力 【結果登録】 健(検)診結果をシステムへ登録	
	情報の突合	健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	福祉系情報システム運用管理業務委託	
①委託内容	システム運用及び保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しており、委託先業者はあらかじめ書面により、商号、名称等必要な事項を書面により申請し、八千代市の承認を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民テーブル>

1.住民番号、2.氏名カナ、3.氏名漢字、4.外国人氏名カナ、5.外国人氏名漢字、6.生年月日、7.性別、8.住民区分、9.郵便番号、10.住所、11.方書、12.送付先使用フラグ、13.送付先郵便番号、14.送付先住所、15.送付先方書、16.電話番号、17.削除フラグ、18.続柄(1)、19.続柄(2)、20.続柄(3)、21.世帯番号、22.世帯主名漢字、23.保健センター、24.住所コード、25.地区コード、26.小学校コード、27.異動日付、28.異動事由、29.異動届出日、30.異動前住所、31.異動先住所、32.住民となった日、33.住民となった事由、34.住定日、35.増減事由、36.増減日、37.保険区分、38.保険者番号、39.被保険者証記号番号・記号、40.被保険者証記号番号・番号、41.国保資格区分、42.国保異動年月日、43.国保異動事由、44.国保記号番号、45.国保取得年月日、46.国保喪失年月日、47.被保険者番号、48.被保険者資格取得事由、49.被保険者資格喪失事由、50.被保険者資格取得年月日、51.被保険者資格喪失年月日、52.生保資格区分、53.生保資格区分(八千代市)、54.生保適用年月日、55.生保喪失年月日、56.介護保険認定ランク、57.介護保険認定番号、58.介護保険認定日、59.介護認定申請日、60.介護認定有効期限 開始日、61.介護認定有効期限 終了日、62.非課税区分、63.課税対象年、64.特徴区分(八千代市)、65.世帯非課税判定フラグ、66.世帯非課税判定結果、67.世帯非課税区分、68.養育用課税対象年、69.養育用非課税区分、70.前年度給与収入額区分、71.氏名漢字元、72.氏名漢字セット禁止、73.氏名漢字外字サイン、74.世帯主名漢字元、75.世帯主名漢字セット禁止、76.世帯主名漢字外字サイン、77.住基連携作成日、78.住基連携作成日(連番)、79.国保連携作成日、80.国保連携作成日(連番)、81.介護連携作成日、82.介護連携作成日(連番)、83.生保連携作成日、84.生保連携作成日(連番)、85.税連携作成日、86.税連携作成日(連番)、87.後期高齢連携作成日、88.後期高齢連携作成日(連番)、89.新規レコード作成者、90.新規レコード作成日時、91.新規レコード端末、92.新規レコードプログラム、93.最終レコード更新者、94.最終レコード更新日時、95.最終レコード端末、96.最終レコードプログラム、97.電話番号使用フラグ、98.自宅電話番号、99.携帯電話番号、100.勤務先電話番号、101.E-Mail使用フラグ、102.PCE-Mail、103.携帯E-Mail、104.連絡先備考、105.現住所使用フラグ、106.現住所郵便番号、107.現住所住所、108.現住所方書、109.送付先使用フラグ、110.送付先郵便番号、111.送付先住所、112.送付先方書、113.健増、114.情報提供不可フラグ、115.情報提供不可理由、116.胃がん検診、117.大腸がん検診、118.胸部レントゲン検診、119.成人歯科健康診査、120.乳がん検診、121.子宮頸がん検診、122.乳がん検診(超音波)、123.前立腺がん検診、124.肝炎ウイルス検査、125.特定健診、126.障害認定フラグ、127.健管番号、128.処理日、129.旧異動事由コード、130.旧異動日付、131.旧氏名カナ、132.旧氏名漢字、133.旧生年月日、134.旧性別コード、135.旧住所、136.旧方書、137.旧支所コード、138.旧地区コード、139.旧行政区コード、140.新異動事由コード、141.新異動日付、142.新氏名カナ、143.新氏名漢字、144.新生年月日、145.新性別コード、146.新住所、147.新方書、148.新支所コード、149.新地区コード、150.異動前氏名カナ、151.異動前氏名漢字、152.異動前住所コード、153.異動前住所、154.異動前郵便番号、155.異動前世帯主名カナ、156.異動前世帯主名漢字、157.異動先氏名カナ、158.異動先氏名漢字、159.異動先住所コード、160.異動先住所、161.異動先郵便番号、162.異動先世帯主名カナ、163.異動先世帯主名漢字、164.(八千代市)生保資格区分、165.(八千代市)特徴区分、166.(八千代市)前年度給与収入額区分、167.(八千代市)世帯非課税判定フラグ、168.(八千代市)世帯非課税判定結果、169.(八千代市)世帯非課税区分、170.(八千代市)障害認定フラグ、171.(八千代市)非希望開始日(胃がん検診)、172.(八千代市)非希望開始日(大腸がん検診)、173.(八千代市)非希望開始日(胸部レントゲン検診)、174.(八千代市)非希望開始日(成人歯科健康診査)、175.(八千代市)非希望開始日(乳がん検診(マンモグラフィ))、176.(八千代市)非希望開始日(子宮頸がん検診)、177.(八千代市)非希望開始日(乳がん検診(超音波))、178.(八千代市)非希望開始日(前立腺がん検診)、179.(八千代市)非希望開始日(肝炎ウイルス検査)、180.(八千代市)非希望開始日(特定健診)、181.(八千代市)希望開始日(大腸がん一次検診)、182.(八千代市)希望開始日(胸部レントゲン検診)、183.(八千代市)希望開始日(成人歯科健康診査)、184.(八千代市)希望開始日(乳がん検診(マンモグラフィ))、185.(八千代市)希望開始日(子宮頸がん検診)、186.(八千代市)希望開始日(乳がん検診(超音波))、187.(八千代市)希望開始日(前立腺がん検診)、188.(八千代市)希望開始日(肝炎ウイルス検査)、189.(八千代市)希望開始日(特定健診)

<胃がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.電話番号、20.受診区分、21.備考、22.検査撮影方法、23.胃カメラ理由、24.第一判定、25.第二判定、26.総合判定(自動)、27.総合判定、28.FD_郵便番号、29.FD_住所、30.FD_方書、31.FD_所見1、32.FD_所見1_1、33.FD_所見1_2、34.FD_所見1_3、35.FD_所見1_4、36.FD_所見2、37.FD_所見2_1、38.FD_所見2_2、39.FD_所見2_3、40.FD_所見2_4、41.FD_所見その他、42.FD_所見その他_1、43.FD_所見その他_2、44.FD_所見その他_3、45.FD_所見その他_4、46.FD_所見その他コメント、47.FD_所見その他指示、48.FD_部位1、49.FD_部位1_1、50.FD_部位1_2、51.FD_部位1_3、52.FD_部位1_4、53.FD_部位1_5、54.FD_部位1_6、55.FD_部位1_7、56.FD_部位1_8、57.FD_部位2、58.FD_部位2_1、59.FD_部位2_2、60.FD_部位2_3、61.FD_部位2_4、62.FD_部位2_5、63.FD_部位2_6、64.FD_部位2_7、65.FD_部位2_8、66.FD_判定、67.FD_指示、68.フィルムNO、69.受診番号、70.精検受診区分、71.精検受診日、72.精検医療機関、73.精検内容・内視鏡、74.精検内容・組織・細胞検査、75.精検内容・血液検査、76.精検内容・その他、77.精検所見・胃がん、78.精検所見・胃がん分類、79.精検所見・胃がん進行状況、80.精検所見・胃がん疑い、81.精検所見・胃潰瘍、82.精検所見・十二指腸潰瘍、83.精検所見・胃・十二指腸潰瘍、84.精検所見・胃ポリープ、85.精検所見・胃炎、86.精検所見・その他、87.精検所見・その他(コメント)、88.精検所見・異常を認めず、89.精検判定、90.H21_所見・胃がん(早期)、91.H21_所見・胃がん(進行)、92.H21_所見・胃がん(不明)、93.受診区分、94.結果別判定(一次)、95.結果別判定(精検)、96.計上対象区分、97.一次偶発症、98.一次偶発症・死亡、99.精検受診日、100.精検がん・原発性、101.精検がん・早期、102.精検がん・粘膜内、103.精検偶発症、104.精検偶発症・死亡、105.初回フラグ、106.一次医療機関(名称)、107.一次検査方法、108.一次撮影方法、109.精検医療機関(名称)、110.精検所見(胃がん)、111.精検所見(その他②)、112.精検所見(その他③)、113.精検所見(その他④)、114.精検所見(その他⑤)、115.精検所見(その他コメント)、116.精検判定、117.集計計上日、118.OCR登録(一次)、119.OCR登録(精検)、120.FD登録、121.新規レコード作成者、122.新規レコード作成日時、123.新規レコード端末、124.新規レコードプログラム、125.最終レコード更新者、126.最終レコード更新日時、127.最終レコード端末、128.最終レコードプログラム、129.保険者番号、130.被保険者記号、131.被保険者番号、132.枝番、133.問診受診歴、134.問診症状有無、135.X線読影所見有無、136.X線読影所見、137.内視鏡所見有無、138.内視鏡所見、139.一次総合判定、140.一次所見、141.保険者番号(精検)、142.被保険者記号(精検)、143.被保険者番号(精検)、144.枝番(精検)

<肺がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区

区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分(胸部)、19.自己負担区分(喀痰)、20.電話番号、21.受診区分、22.資格区分、23.備考、24.フィルムNO、25.たばこ有無、26.吸い始めた年齢、27.何年前にやめた、28.たばこ本数、29.たばこ年数、30.喫煙指数、31.血痰有無、32.一次読影日、33.一次読影判定、34.二次読影日、35.二次読影判定、36.判定、37.再読影日、38.容器の配布、39.喀痰検査日、40.喀痰判定、41.FD_郵便番号、42.FD_住所、43.FD_方書、44.FD_胸部所見1部位、45.FD_胸部所見1所見、46.FD_胸部所見1判定、47.FD_胸部所見2部位、48.FD_胸部所見2所見、49.FD_胸部所見2判定、50.FD_胸部所見3部位、51.FD_胸部所見3所見、52.FD_胸部所見3判定、53.FD_胸部所見4部位、54.FD_胸部所見4所見、55.FD_胸部所見4判定、56.FD_判定、57.FD_判定区分、58.COPD質問票点数、59.COPD判定、60.X線_精検受診日、61.X線_精検医療機関、62.X線_精検内容・X-P、63.X線_精検内容・CT、64.X線_精検内容・MRI、65.X線_精検内容・気管支鏡、66.X線_精検内容・組織・細胞検査、67.X線_精検内容・血液検査、68.X線_精検内容・その他、69.X線_精検内容・菌検査、70.X線_精検内容・塗沫、71.X線_精検内容・培養、72.X線_精検所見・肺がん、73.X線_精検所見・肺がん分類、74.X線_精検所見・肺がん疑い、75.X線_精検所見・肺腫瘍、76.X線_精検所見・肺腫瘍の疑い、77.X線_精検所見・転移性肺腫瘍、78.X線_精検所見・慢性気管支炎、79.X線_精検所見・気管支拡張症、80.X線_精検所見・肺気腫症、81.X線_精検所見・肺線維症、82.X線_精検所見・活動性肺結核、83.X線_精検所見・縦隔腫瘍、84.X線_精検所見・陳旧性肺結核、85.X線_精検所見・その他、86.精検所見・その他(コメント)、87.X線_精検所見・異常を認めず、88.X線_臨床病期分類、89.X線_組織分類、90.X線_精検判定、91.喀痰_精検受診日、92.喀痰_精検医療機関、93.喀痰_精検内容・X-P、94.喀痰_精検内容・CT、95.喀痰_精検内容・MRI、96.喀痰_精検内容・気管支鏡、97.喀痰_精検内容・組織・細胞検査、98.喀痰_精検内容・血液検査、99.喀痰_精検内容・その他、100.喀痰_精検内容・菌検査、101.喀痰_精検内容・塗沫、102.喀痰_精検内容・培養、103.喀痰_精検所見・肺がん、104.喀痰_精検所見・肺がん分類、105.喀痰_精検所見・肺がん疑い、106.喀痰_精検所見・肺腫瘍、107.喀痰_精検所見・肺腫瘍の疑い、108.喀痰_精検所見・転移性肺腫瘍、109.喀痰_精検所見・慢性気管支炎、110.喀痰_精検所見・気管支拡張症、111.喀痰_精検所見・肺気腫症、112.喀痰_精検所見・肺線維症、113.喀痰_精検所見・活動性肺結核、114.喀痰_精検所見・縦隔腫瘍、115.喀痰_精検所見・陳旧性肺結核、116.喀痰_精検所見・その他、117.喀痰_精検所見・異常を認めず、118.喀痰_臨床病期分類、119.喀痰_組織分類、120.喀痰_精検判定、121.精検受診区分、122.精検受診日、123.精検医療機関、124.精検所見・肺がん、125.精検所見・肺がん分類、126.精検所見・肺がん疑い、127.精検所見・肺腫瘍、128.精検所見・肺腫瘍の疑い、129.精検所見・転移性肺腫瘍、130.精検所見・慢性気管支炎、131.精検所見・気管支拡張症、132.精検所見・肺気腫症、133.精検所見・肺線維症、134.精検所見・活動性肺結核、135.精検所見・縦隔腫瘍、136.精検所見・その他(陳旧性)、137.精検所見・その他(その他)、138.精検所見・異常を認めず、139.臨床病期分類、140.組織分類、141.精検判定、142.精検判定(結核検診集計用)、143.受診区分、144.結果別判定(X線一次)、145.結果別判定(喀痰一次)、146.結果別判定(精検)、147.喀痰所見、148.問診者、149.喀痰細胞診対象者、150.容器配布、151.喀痰細胞診、152.計上対象区分、153.定期区分、154.一次胸部X線読影結果、155.一次喀痰細胞診結果、156.一次偶発症、157.一次偶発症・死亡、158.精検受診日、159.精検がん・原発性、160.精検臨床病期分類、161.精検偶発症、162.精検偶発症・死亡、163.初回フラグ(肺がん)、164.初回フラグ(X線)、165.初回フラグ(喀痰)、166.一次医療機関(名称)、167.一次喀痰医療機関(名称)、168.一次検診方法、169.一次実施方法、170.一次判定区分、171.精検医療機関(名称)、172.精検所見(肺がん病期)、173.精検所見(肺がん組織)、174.精検所見(その他②)、175.精検所見(その他③)、176.精検所見(その他④)、177.精検所見(その他⑤)、178.精検所見(その他コメント)、179.精検判定、180.集計計上日、181.OCR登録(一次)、182.OCR登録(精検)、183.FD登録、184.新規レコード作成者、185.新規レコード作成日時、186.新規レコード端末、187.新規レコードプログラム、188.最終レコード更新者、189.最終レコード更新日時、190.最終レコード端末、191.最終レコードプログラム、192.保険者番号、193.被保険者記号、194.被保険者番号、195.枝番、196.問診受診歴、197.問診症状有無、198.喀痰受診日、199.喀痰細胞診所見(文字)、200.X線読影所見、201.一次総合判定、202.一次所見、203.保険者番号(精検)、204.被保険者記号(精検)、205.被保険者番号(精検)、206.枝番(精検)207.喀痰細胞診結果

<大腸がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.クーポンの有無、20.電話番号、21.受診区分、22.備考、23.所見(1日目)、24.所見(2日目)、25.判定、26.FD_郵便番号、27.FD_住所、28.FD_方書、29.FD_結果1、30.FD_結果2、31.FD_結果3、32.FD_判定、33.受診番号、34.精検受診区分、35.精検受診日、36.精検医療機関、37.精検内容・大腸X-P、38.精検内容・内視鏡、39.精検内容・組織・細胞検査、40.精検内容・血液検査、41.精検内容・その他、42.精検所見・大腸がん、43.精検所見・大腸がん分類、44.精検所見・大腸がん進行状況、45.精検所見・大腸がん(Rb)、46.精検所見・大腸がん(Ra)、47.精検所見・大腸がん(Rs)、48.精検所見・大腸がん(S)、49.精検所見・大腸がん(D)、50.精検所見・大腸がん(T)、51.精検所見・大腸がん(A)、52.精検所見・大腸がん(C)、53.精検所見・大腸がん(その他)、54.精検所見・大腸がん疑い、55.精検所見・ポリープ(腺腫)、56.精検所見・ポリープ(非腺腫性)、57.精検所見・ポリープ(不明)、58.精検所見・大腸憩室症、59.精検所見・痔、60.精検所見・上部消化管出血、61.精検所見・その他、62.精検所見・その他(コメント)、63.精検所見・異常認めず、64.精検判定、65.H21.所見・大腸がん(早期)、66.H21.所見・大腸がん(進行)、67.H21.所見・大腸がん(不明)、68.受診区分、69.結果別判定(一次)、70.結果別判定(精検)、71.計上対象区分、72.精検受診日、73.精検がん・原発性、74.精検がん・早期、75.精検がん・粘膜内、76.精検偶発症、77.精検偶発症・死亡、78.初回フラグ、79.一次医療機関(名称)、80.一次検査方法、81.一次判定区分、82.精検医療機関(名称)、83.精検所見(大腸がん病期)、84.精検所見(大腸がん部位)、85.精検所見(その他②)、86.精検所見(その他③)、87.精検所見(その他④)、88.精検所見(その他⑤)、89.精検所見(その他コメント)、90.精検判定、91.集計計上日、92.OCR登録(一次)、93.OCR登録(精検)、94.FD登録、95.新規レコード作成者、96.新規レコード作成日時、97.新規レコード端末、98.新規レコードプログラム、99.最終レコード更新者、100.最終レコード更新日時、101.最終レコード端末、102.最終レコードプログラム、103.保険者番号、104.被保険者記号、105.被保険者番号、106.枝番、107.問診受診歴、108.問診症状有無、109.一次便潜血所見、110.一次所見、111.一次総合判定、112.保険者番号(精検)、113.被保険者記号(精検)、114.被保険者番号(精検)、115.枝番(精検)、116.腺腫の大きさ、117.結果他疾患、118.ポリープ内視鏡的切除指示、119.原発性

<子宮がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.クーポンの有無、20.電話番号、21.受診区分、22.備考、23.頸部細胞診、24.頸部・ベセスダ分類_1、25.頸部・ベセスダ分類_2、26.頸部・ベセスダ分類_3、27.頸部・ベセスダ分類_4、28.頸部・ベセスダ分類_5、29.頸部・ベセスダ分類_6、30.頸部・ベセスダ分類_7、31.頸部・ベセスダ分類_8、32.頸部・ベセスダ分類_9、33.頸部・ベセスダ分類_10、34.頸部・ベセスダ分類_11、35.再検査、36.再検査結果、37.頸部判定、38.体部細胞診、39.体部判定、40.FD_郵便番号、41.FD_住所、42.FD_方書、43.FD_所見、44.FD_所見_1、45.FD_所見_2、46.FD_所見_3、47.FD_所見_4、48.FD_頸部細胞診、49.FD_ベセスダ分類扁平上皮系、50.FD_ベセスダ分類腺系、51.FD_ベセスダ分類その他、52.FD_ベセスダ推定病変1、53.FD_ベセスダ推定病変2、54.FD_ベセスダ推定病変3、55.FD_体部細胞診、56.FD_細胞所見、57.FD_細胞所見_1、58.FD_細胞所見_2、59.FD_細胞所見_3、60.FD_細胞所見その他、61.FD_検体不適正理由、62.FD_検体不適正理由その他、63.FD_ヒトパピローマウイルス、64.FD_判定、65.FD_指示、66.スミアNo、67.受診番号、68.精検受診区分、69.精検受診日、70.精検医療機関、71.精検内容・超音波、72.精検内容・CT、73.精検内容・組織検査、74.精検内容・血液検査、75.精検内容・コルポスコープ診、76.精検内容・細胞診検査、77.精検内容・HPV、78.精検内容・その他、79.所見・子宮頸部がん、80.所見・子宮頸部がん分

類、81.所見・子宮頸部がん種別、82.所見・子宮頸部がんの疑い、83.所見・子宮体部がん、84.所見・子宮体部がん分類、85.所見・子宮体部がんの疑い、86.所見・異形成、87.所見・腺異形成、88.所見・CIN分類、89.所見・子宮腔部びらん、90.所見・ポリープ、91.所見・トリコモナス、92.所見・子宮筋腫、93.所見・子宮内膜増殖症、94.所見・その他、95.所見・その他(コメント)、96.所見・異常を認めず、97.所見・良性病変のみ、98.所見・HPV、99.頸部・臨床病期分類、100.体部・臨床病期分類、101.精検頸部細胞診、102.精検頸部・ベセスダ分類__1、103.精検頸部・ベセスダ分類__2、104.精検頸部・ベセスダ分類__3、105.精検頸部・ベセスダ分類__4、106.精検頸部・ベセスダ分類__5、107.精検頸部・ベセスダ分類__6、108.精検頸部・ベセスダ分類__7、109.精検頸部・ベセスダ分類__8、110.精検頸部・ベセスダ分類__9、111.精検頸部・ベセスダ分類__10、112.精検頸部・ベセスダ分類__11、113.精検体部細胞診、114.精検判定、115.H21_所見・頸部がん扁平上皮、116.H21_所見・頸部がん腺がん、117.H21_精検がん病期、118.受診区分、119.結果別判定(頸一次)、120.結果別判定(体一次)、121.結果別判定(頸精検)、122.結果別判定(体精検)、123.計上対象区分、124.一次偶発症、125.一次偶発症・死亡、126.一次頸部適正、127.精検受診日、128.精検がん・頸部原発性、129.精検がん・体部原発性、130.精検がん・上皮内、131.精検がん・微小浸潤、132.精検偶発症、133.精検偶発症・死亡、134.H21_結果別判定、135.初回フラグ(子宮がん)、136.初回フラグ(頸部)、137.初回フラグ(体部)、138.一次医療機関(名称)、139.一次検査方法、140.一次検査方法(頸部)、141.一次検査方法(体部)、142.精検医療機関(名称)、143.精検所見(子宮頸がん)、144.精検所見(子宮体部がん)、145.精検所見(その他②)、146.精検所見(その他③)、147.精検所見(その他④)、148.精検所見(その他⑤)、149.精検所見(その他コメント)、150.精検病期分類、151.精検頸部結果、152.精検頸部コメント、153.精検体部、154.精検判定、155.集計計上日、156.OCR登録(一次)、157.OCR登録(精検)、158.FD登録、159.新規レコード作成者、160.新規レコード作成日時、161.新規レコード端末、162.新規レコードプログラム、163.最終レコード更新者、164.最終レコード更新日時、165.最終レコード端末、166.最終レコードプログラム、167.保険者番号、168.被保険者記号、169.被保険者番号、170.枝番、171.問診受診歴、172.問診症状有無、173.視診所見の有無、174.視診所見の内容、175.内診所見の有無、176.内診所見の内容、177.頸部細胞診検査所見、178.一次総合判定、179.一次判定所見、180.保険者番号(精検)、181.被保険者記号(精検)、182.被保険者番号(精検)、183.枝番(精検)

<乳がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分(視触診)、19.自己負担区分(マンモ)、20.クーポンの有無、21.電話番号、22.受診区分、23.備考、24.一次総合判定、25.視触診日、26.視触診判定、27.フィルムNO、28.1次読影日、29.1次医療機関、30.1次精密検査、31.1次カテゴリ分類(右)、32.1次カテゴリ分類(左)、33.1次指示(右)、34.1次指示(左)、35.1次処理、36.2次読影日、37.2次読影機関、38.フィルムの評価(右)、39.2次読影不能理由(右)、40.フィルムの評価(左)、41.2次読影不能理由(左)、42.2次再読影日、43.2次カテゴリ分類(右)、44.2次カテゴリ分類(左)、45.2次指示(右)、46.2次指示(左)、47.2次処理、48.マンモ総合判定、49.フィルム回収日、50.2次読影納入日、51.2次読影回収日、52.フィルム返却日、53.H21_2次読影有無、54.H21_2次読影不能理由、55.FD__郵便番号、56.FD__住所、57.FD__方書、58.FD__MMG所見一右、59.FD__MMG所見一右1、60.FD__MMG所見一右2、61.FD__MMG所見一右3、62.FD__MMG所見一左、63.FD__MMG所見一左1、64.FD__MMG所見一左2、65.FD__MMG所見一左3、66.FD__MMG所見一右、67.FD__MMG所見一左、68.FD__MMGカテゴリ右、69.FD__MMGカテゴリ左、70.FD__自覚症状、71.FD__MMG判定、72.精検受診区分、73.精検受診日、74.精検医療機関、75.精検内容・マンモグラフィ、76.精検内容・超音波、77.精検内容・CT、78.精検内容・MRI、79.精検内容・組織・細胞検査、80.精検内容・血液検査、81.精検内容・その他、82.精検所見・乳がん、83.精検所見・乳がん分類、84.精検所見・乳がんの疑い、85.精検所見・乳腺症、86.精検所見・乳頭異常分泌、87.精検所見・良性腫瘍、88.精検所見・その他、89.精検所見・その他(コメント)、90.精検所見・異常を認めず、91.臨床病期分類、92.精検判定、93.H21_所見・乳がん(0期)、94.H21_所見・乳がん(I期)、95.H21_所見・乳がん(II期)、96.H21_所見・乳がん(III期)、97.H21_所見・乳がん(IV期)、98.H21_所見・乳がん(不明)、99.H21_所見・乳がん(TIS)、100.受診区分、101.マンモ併用、102.結果別判定(一次)、103.結果別判定(精検)、104.計上対象区分、105.一次マンモ判定、106.一次偶発症、107.一次偶発症・死亡、108.精検受診日、109.精検がん・原発性、110.精検がん・早期、111.精検がん・非浸潤、112.精検偶発症、113.精検偶発症・死亡、114.初回フラグ、115.一次医療機関(名称)、116.一次検査方法、117.一次実施方法、118.精検医療機関(名称)、119.精検所見(乳がん)、120.精検所見(その他②)、121.精検所見(その他③)、122.精検所見(その他④)、123.精検所見(その他⑤)、124.精検所見(乳がんコメント)、125.精検判定、126.集計計上日、127.OCR登録(一次)、128.OCR登録(精検)、129.FD登録、130.受診区分、131.電話番号、132.備考、133.FD__郵便番号、134.FD__住所、135.FD__方書、136.受診番号、137.FD__超音波所見(右)、138.FD__超音波所見(右)__1、139.FD__超音波所見(右)__2、140.FD__超音波所見(右)__3、141.FD__超音波所見(右)__4、142.FD__超音波所見(右)__5、143.FD__超音波所見(右)__6、144.FD__超音波所見(左)、145.FD__超音波所見(左)__1、146.FD__超音波所見(左)__2、147.FD__超音波所見(左)__3、148.FD__超音波所見(左)__4、149.FD__超音波所見(左)__5、150.FD__超音波所見(左)__6、151.FD__超音波所見(左)その他(右)、152.FD__超音波所見(左)その他(右)、153.FD__超音波カテゴリ(右)、154.FD__超音波カテゴリ(左)、155.FD__超音波自覚症状、156.FD__超音波判定、157.US番号、158.FD__乳腺所見、159.FD__乳腺所見__1、160.FD__乳腺所見__2、161.FD__乳腺所見__3、162.FD__乳腺所見__4、163.FD__甲状腺所見、164.FD__甲状腺所見__1、165.FD__甲状腺所見__2、166.FD__びまん性腫大、167.FD__結節、168.FD__乳腺判定、169.FD__甲状腺判定、170.精検受診区分、171.精検受診日、172.精検医療機関、173.精検内容・マンモグラフィ、174.精検内容・超音波、175.精検内容・CT、176.精検内容・MRI、177.精検内容・組織・細胞検査、178.精検内容・血液検査、179.精検内容・その他、180.精検所見・乳がん、181.精検所見・乳がん分類、182.精検所見・乳がんの疑い、183.精検所見・乳腺症、184.精検所見・乳頭異常分泌、185.精検所見・良性腫瘍、186.精検所見・その他、187.精検所見・その他(コメント)、188.精検所見・異常を認めず、189.臨床病期分類、190.精検判定、191.集計計上日、192.OCR登録(一次)、193.OCR登録(精検)、194.FD登録、195.新規レコード作成者、196.新規レコード作成日時、197.新規レコード端末、198.新規レコードプログラム、199.最終レコード更新者、200.最終レコード更新日時、201.最終レコード端末、202.最終レコードプログラム、203.保険者番号、204.被保険者記号、205.被保険者番号、206.枝番、207.問診受診歴、208.問診症状有無、209.一次X線所見、210.一次総合判定、211.一次判定所見、212.保険者番号(精検)、213.被保険者記号(精検)、214.被保険者番号(精検)、215.枝番(精検)

<歯科検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(999.11)、7.受診時年齢文字(999歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.電話番号、20.検診区分、21.備考、22.現在歯数(本)、23.健全歯(本)、24.処置歯(本)、25.未処置歯(本)、26.要補綴歯(本)、27.欠損補綴歯(本)、28.欠損歯(本)、29.CPI、30.歯周疾患・判定1、31.歯垢、32.歯石、33.清掃法の改善、34.その他の所見、35.受診区分、36.結果判定、37.集計計上日、38.OCR登録(一次)、39.OCR登録(精検)、40.FD登録、41.現在の状態、42.症状(歯が痛む)、43.症状(歯ぐきから血が出る)、44.症状(歯ぐきが腫れる)、45.症状(口臭がある)、46.症状(食べ物がかさまる)、47.症状(不自由がある)、48.症状(外観が気になる)、49.症状(入れ歯が合わない)、50.症状(違和感がある)、51.症状(その他)、52.かかりつけ歯科医を決めている、53.昨年度受診した、54.歯石を取ったことがあるか、55.タバコを

吸っているか、56.タバコの本数、57.喫煙が歯周病に与える影響、58.フロスや歯間ブラシを使っている、59.歯を観察する、60.歯磨き剤を使っている、61.歯磨き剤の種類、62.変化(食べられるものが減った)、63.変化(食事に時間がかかる)、64.変化(口が渇きやすい)、65.変化(むせやすい)、66.変化(飲み込みにくくなった)、67.変化(こぼしやすくなった)、68.変化(特に変化なし)、69.変化(その他)、70.自己負担区分、71.電話番号、72.検診区分、73.備考、74.現在歯数(本)、75.健全歯(本)、76.処置歯(本)、77.未処置歯(本)、78.要補綴歯(本)、79.欠損補綴歯(本)、80.欠損歯(本)、81.CPI、82.歯周疾患・判定1、83.歯垢、84.歯石、85.清掃法の改善、86.その他の所見、87.受診区分、88.結果判定、89.集計計上日、90.OCR登録(一次)、91.OCR登録(精検)、92.FD登録、93.妊娠週数、94.歯間部清掃用具の使用有無、95.歯肉を観察している、96.定期的な歯科健診の受診有無、97.歯石を取るなどの処置、98.新規レコード作成者、99.新規レコード作成日時、100.新規レコード端末、101.新規レコードプログラム、102.最終レコード更新者、103.最終レコード更新日時、104.最終レコード端末、105.最終レコードプログラム、106.保険者番号、107.被保険者番号、108.被保険者番号、109.枝番、110.受診区分、111.問診・1日の歯磨き回数、112.問診・歯間ブラシ・フロスの使用頻度、113.問診・昨年度の歯科検診の受診有無、114.問診・喫煙歴、115.問診・喫煙開始年齢、116.問診・喫煙終了年齢、117.問診・喫煙本数、118.問診・糖尿病、119.問診・間接リウマチ、120.問診・狭心症・心筋梗塞・脳梗塞、121.問診・メタボリックシンドローム、122.問診・妊娠、123.問診・その他全身の状態、124.粘膜、125.その他、126.判定区分(副本)、127.保険者番号(精検)、128.被保険者記号(精検)、129.被保険者番号(精検)、130.枝番(精検)、131.その他疾患、132.歯肉出血BOP右上6または7、133.歯肉出血BOP右上1、134.歯肉出血BOP左上6または7、135.歯肉出血BOP右下6または7、136.歯肉出血BOP左下1、137.歯肉出血BOP左下6または7、138.歯周ポケットPD右上6または7、139.歯周ポケットPD右上1、140.歯周ポケットPD左上6または7、141.歯周ポケットPD右下6または7、142.歯周ポケットPD左下1、143.歯周ポケットPD左下6または7、144.歯周・CPI最大値(歯肉出血)、145.歯周・CPI最大値(歯周ポケット)、146.歯石の付着、147.清掃、148.咬合、149.顎関節

<前立腺がん検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(99.11)、7.受診時年齢文字(99歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.電話番号、20.受診区分、21.受診番号、22.備考、23.PSA値、24.判定、25.判定(自動)、26.PSA、27.PSA判定、28.精検受診区分、29.精検受診日、30.精検医療機関、31.精検内容・直腸診、32.精検内容・超音波検査、33.精検内容・CT、34.精検内容・MRI、35.精検内容・組織・細胞検査、36.精検内容・血液検査、37.精検内容・その他、38.精検所見・前立腺がん、39.精検所見・前立腺がん分類、40.精検所見・前立腺がん疑い、41.精検所見・前立腺肥大症、42.精検所見・その他、43.精検所見・異常認めず、44.臨床病期分類、45.精検判定、46.受診区分、47.結果別判定(一次)、48.結果別判定(精検)、49.集計計上日、50.OCR登録(一次)、51.OCR登録(精検)、52.FD登録、53.新規レコード作成者、54.新規レコード作成日時、55.新規レコード端末、56.新規レコードプログラム、57.最終レコード更新者、58.最終レコード更新日時、59.最終レコード端末、60.最終レコードプログラム

<肝炎ウイルス検診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.健診機関コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(99.11)、7.受診時年齢文字(99歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.性別、10.支所コード、11.地区コード、12.小学校コード、13.集計用地区コード1、14.集計用地区コード2、15.集計用地区コード3、16.年齢区分(5歳)、17.年齢区分(10歳)、18.自己負担区分、19.電話番号、20.受診区分、21.フォローアップ同意有無、22.備考、23.HCV抗体、24.HCV抗原、25.HCV-RNA、26.HBs抗原、27.受診区分、28.検診区分、29.C型肝炎判定、30.B型肝炎判定、31.C型肝炎フォローアップ対象、32.B型肝炎フォローアップ対象、33.集計計上日、34.OCR登録(一次)、35.OCR登録(精検)、36.FD登録、37.新規レコード作成者、38.新規レコード作成日時、39.新規レコード端末、40.新規レコードプログラム、41.最終レコード更新者、42.最終レコード更新日時、43.最終レコード端末、44.最終レコードプログラム、45.保険者番号、46.被保険者記号、47.被保険者番号、48.枝番、49.受診区分、50.肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた経験、51.肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた時期、52.外科的処置歴、53.外科的処置の時期、54.妊娠・分娩時の多量出血歴、55.妊娠・分娩時の多量出血の時期、56.定期的な肝機能検査受診の有無、57.B型肝炎ウイルス検査の受診歴、58.B型肝炎ウイルス検査の受診時期、59.B型肝炎ウイルスの治療歴、60.B型肝炎ウイルスの治療時期、61.C型肝炎ウイルス検査の受診歴、62.C型肝炎ウイルス検査の受診時期、63.C型肝炎ウイルスの治療歴、64.C型肝炎ウイルスの治療時期、65.保険者番号(精検)、66.被保険者記号(精検)、67.被保険者番号(精検)、68.枝番(精検)、69.精検受信日、70.精検医療機関、71.総合判定

<特定健診テーブル>

1.住民番号、2.受診日、3.支払基金コード、4.シリアル、5.受診年度、6.受診時年齢数値(99.11)、7.受診時年齢文字(99歳11ヶ月)、8.集計用年齢(999)、9.氏名カナ、10.生年月日、11.性別、12.支所コード、13.地区コード、14.小学校コード、15.集計用地区コード1、16.集計用地区コード2、17.集計用地区コード3、18.年齢区分(5歳)、19.年齢区分(10歳)、20.自己負担区分(支払用)、21.保険者番号、22.保険区分、23.被保険者証記号、24.被保険者証番号、25.受診券整理番号、26.受診時年齢、27.集計用(年度末)年齢、28.集計計上日、29.一次検査方法、30.訪問基本健康診査、31.身長、32.体重、33.BMI、34.腹囲、35.腹囲(自己判定)、36.腹囲(自己申告)、37.内臓脂肪面積、38.肥満度、39.業務歴、40.既往歴、41.具体的な既往歴、42.自覚症状、43.自覚症状(所見)、44.他覚症状、45.他覚症状(所見)、46.その他(家族歴等)、47.視診(口腔内含む)、48.打聴診、49.触診(関節可動域含む)、50.反復唾液嚥下テスト、51.収縮期血圧(1回目)、52.収縮期血圧(2回目)、53.収縮期血圧(その他)、54.拡張期血圧(1回目)、55.拡張期血圧(2回目)、56.拡張期血圧(その他)、57.心拍数、58.採血時間(食後)、59.総コレステロール、60.総コレステロール(検査方法)、61.中性脂肪、62.中性脂肪(検査方法)、63.HDLコレステロール、64.HDL(検査方法)、65.LDLコレステロール、66.LDL(検査方法)、67.総ビリルビン、68.総ビリルビン(検査方法)、69.GOT(AST)、70.GOT(AST)(検査方法)、71.GPT(ALT)、72.GPT(ALT)(検査方法)、73.γ-GTP、74.γ-GTP(検査方法)、75.ALP、76.ALP(検査方法)、77.血清クレアチニン、78.血清クレアチニン(検査方法)

<指導実施状況テーブル>

1.住民番号、2.年度、3.支援実施日時、4.支援終了時間、5.識別区分、6.方法区分、7.実施支援区分1、8.実施支援区分2、9.実施支援区分3、10.実施支援区分4、11.実施支援内容1、12.実施支援内容2、13.実施支援内容3、14.実施支援内容4、15.担当者1、16.担当者2、17.担当者3、18.担当者4、19.性別、20.支所コード、21.地区コード、22.受診時年齢数値(99.11)、23.受診時年齢文字(99歳11ヶ月)、24.集計用年齢(999)、25.集計用月齢(9999)、26.集計用コード1、27.集計用コード2、28.集計用コード3、29.把握、30.総合健康相談種別(肝炎)、31.総合健康相談種別(メンタルヘルス)、32.総合健康相談種別(認知症)、33.総合健康相談種別(感染症)、34.総合健康相談種別(栄養)、35.総合健康相談種別(タバコ)、36.総合健康相談種別(介護関係)、37.総合健康相談種別(アセスメント)、38.総合健康相談種別(その他)、39.種類、40.相談者名、41.相談者続柄、42.電話番号(成人フォロー)、43.疾患名、44.主治医、45.主訴(成人フォロー)、46.業務区分、47.精神再掲、48.生活再掲(特定)、49.生活再掲(認知症)、50.生活再掲(寝たきり)、51.再掲(発達障害)、52.再掲(虐待)、53.再掲(高齢者虐待)、54.再掲(ひきこもり)、55.再掲(自殺)、56.再掲(自殺者の遺族)、57.再掲(犯罪)、58.再掲(DV)、59.再掲(DOT)、60.再掲(乳幼児全戸訪問)、61.業務区分、62.再掲

<マイナンバー管理テーブル>

1.住民番号、2.マイナンバー、3.統合宛名番号、4.マイナンバー異動日、5.マイナンバー異動事由、6.マイナンバー処理日、7.マイナンバー処理時間、8.マイナンバー連番、9.新規レコード作成者、10.新規レコード作成日時、11.新規レコード端末、12.新規レコードプログラム、13.最終レコード更新者、14.最終レコード更新日時、15.最終レコード端末、16.最終レコードプログラム

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康診査ファイル、がん検診ファイル、支援実施ファイル、健康教育ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、申請内容や本人確認書類（身分証明書）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・委託医療機関から提出された記録票をシステムへ取込む際に、記録票に記載された氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務連絡が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事項については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。 ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。 ・人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。 ・不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。 ・システムを時間外に利用する場合は事前の申請が必要であり、上記と同様にアクセスログの管理・記録を行う。 ・画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う必要がある。 ・外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。 ・特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・複写及び複製の禁止 ・提供資料の返還 ・個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・漏えい、滅失等の防止・従事者への周知 ・事故発生時の報告義務 ・個人情報の持出しの禁止 ・再委託の条件 ・実地調査及び報告 ・取扱者の明確化 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・ISO9001, ISO27001, プライバシーマークの取得義務 ・業務終了後の情報の消去 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・市の承諾を得たときを除き再委託を禁止とし、再委託先においても特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保をする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理及び生体認証を常時行っている室内にてデータを保管する。 ・特定個人情報に記載された書類等を破棄する場合、焼却又は溶解等の復元が不可能な手段により破棄を行う。 ・特定個人情報記録された機器及び電子媒体等を破棄する場合、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段により破棄を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・特定個人情報を取り扱う者を対象に、特定個人情報等の保護に関する研修を実施する。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312番地5 八千代市総務部法務課情報公開班
②請求方法	指定様式による書面提出により、開示・訂正・利用停止請求を受ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 八千代市 健康福祉部 健康づくり課
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	未定から実施しないへの変更のため、重要な変更には該当しない(基礎項目評価書では実施しないで記載あり)
平成29年7月13日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 原 久見子	健康づくり課長 永井 成子	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月13日	IV 開示請求、問合せ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312番地5 八千代市総務企画部情報管理課情報公開班	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312番地5 八千代市総務企画部法務課情報公開班	事後	組織改正に伴う変更のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月13日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年12月10日	平成29年7月13日	事後	評価書見直しの実施日の変更のため、重要な変更には該当しない
平成30年5月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月13日	平成30年5月30日	事後	評価書見直しの実施日の変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 永井 成子	課長	事後	
令和1年6月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年5月30日	令和1年6月24日	事後	
令和2年7月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月24日	令和2年7月17日	事後	
令和3年11月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年7月17日	令和3年11月25日	事後	
令和4年3月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	(別添1)ファイル記録項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	別添3のとおり	別添3のとおり	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年3月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年11月25日	令和4年3月4日	事後	
令和4年7月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	令和4年3月4日	令和4年7月8日	事後	